

クロマグラの資源管理にご協力をお願いします。
詳しくは13ページをご覧ください。

能取湖は海面に指定されました!
詳しくは27ページをご確認ください。

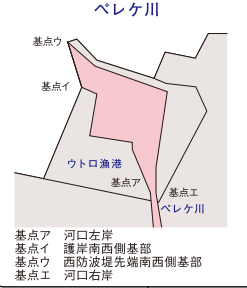
網走川でのたも網・さで網使用の採捕規制(北海道漁業調整規則)

| 禁止区域 | 禁止期間 | 対象生物 |
|------------|--------------|----------|
| 網走川河口～網走湖口 | 4月20日～6月30日 | すべての水産動物 |
| | 10月1日～12月31日 | |

斜里町において美しい海岸と豊かなサケ・マス資源の持続的な利用を目指すためローカル・ルールの作成を行っています。



ベレケ川



基点ウ 河口左岸
基点イ 護岸南西側基部
基点ア ウ西防波堤先端南西側基部
基点エ 河口右岸

秋さげ船釣りライセンス実施海域
海岸線から定置網が設置されている一定の区域を制限しています。

秋さげ船釣りライセンス制
(海区委員会指示)

次の期間、制限海域(図中の青色、桃色及び黄色部分)で秋さげの船釣りはできません。

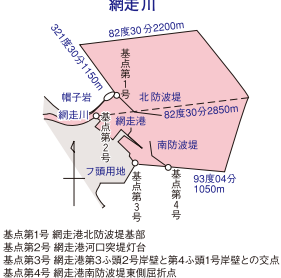
| 海域名 | 秋さげ船釣り禁止期間 |
|--------|----------------|
| ウトロ海域 | 5年8月25日～10月31日 |
| 網走斜里海域 | 5年9月1日～10月31日 |

ただし、秋さげ船釣りライセンス実施海域(図中桃色及び黄色部分)においてはライセンス取得船に乗船して行う場合下記の期間はこの限りではありません。

| 海域名 | ライセンス期間 |
|--------|--------------|
| ウトロ海域 | 5年9月1日～9月25日 |
| 網走斜里海域 | 5年9月1日～9月30日 |

また、9月1日～10月31日の期間、定置網の周囲500m以内の海域で船釣りを行ってはなりません。
※令和4年度の内容を記載しています。詳細は網走海区漁業調整委員会にお問い合わせください。

網走川



基点第1号 網走港北防波堤基部
基点第2号 網走港河口突堤灯台
基点第3号 網走港第3ふ頭2号岸壁と第4ふ頭1号岸壁との交点
基点第4号 網走港南防波堤東側屈折点

根室海峡北部海域での採捕規制
(海区委員会指示)

8月下旬～11月下旬の期間、定置漁具の周囲300m以内では水産動物の採捕が禁止されています。
※詳細は、根室海区漁業調整委員会にお問い合わせください。

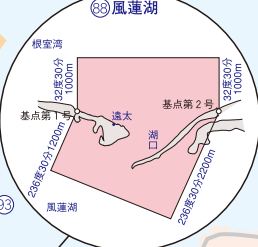
野付湾でのさけ・マス船釣りの規制
(海区委員会指示)

8月下旬～10月下旬の期間、湾内の一部では船釣りによるさけ・マスの採捕が禁止されています。
※詳細は、根室海区漁業調整委員会にお問い合わせください。

斜里川での採捕規制(内水面委員会指示)

| 禁止区域 | 禁止期間 | 対象生物 |
|--------------------------------------|-------------|--------|
| 斜里川河口～(社)北見管内さけ・マス増殖事業協会斜里捕獲採卵場の捕獲施設 | 8月1日～12月25日 | すべての魚類 |

風蓮湖



基点第1号 22度30分2200m
基点第2号 22度30分1000m

風蓮湖でのにしんの採捕規制
(海区委員会指示)

9月下旬～12月下旬の期間、湖内の一部ではにしん釣りが禁止されています。
※詳細は、根室海区漁業調整委員会にお問い合わせください。

西別川河口に設置された標柱から上流の西別川とオンネベツ川との合流点までの西別川の区域、西別川とシカルンナイ川との合流点から上流のシカルンナイ川本支流の区域及び西別川とオンネベツ川との合流点から上流のオンネベツ川本支流の区域

凡例

- 保護水面
- 資源保護水面
- 河口規制
- 内水面区画漁業権
- 遊漁規則
- 振興局境界線